

令和7年9月16日
東北地方整備局

建設コンサルタント業者に対する登録停止措置について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、下記のとおり建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録停止措置を行いました。

1. 措置対象業者

商号 明光技研株式会社
登録番号 建02-10773
代表者 代表取締役 高橋 加代子
所在地 山形県南陽市西落合566-1

2. 措置内容

建設コンサルタント登録規程第12条第1項の規定に基づく登録の停止

(1) 登録停止期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの1年間

(2) 登録停止対象部門

全部門

3. 措置理由

明光技研株式会社の元代表取締役は、高島町発注の「川合橋外橋梁補修設計業務」において、元同町職員から入札における予定価格の情報の教示等を受け、その見返りとして約100万円を無利息、無担保で貸し付けた。

これにより、公契約関係競売入札妨害罪及び贈賄罪により懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、刑が確定している。

このことが、建設コンサルタント登録規程第11条第2号に該当すると認められる。

(参考)

建設コンサルタント登録業者の不正行為等に対する登録停止等の措置基準

<https://www.mlit.go.jp/common/000149435.pdf>